

30 福下公第84号
平成30年5月21日

関係市町村長 様
(福島県下水道協会会員 様)

公益財団法人福島県下水道公社
理事長 松本 英夫
(公印省略)

市町村下水道事業担当職員研修助成事業のご案内について (通知)

緑樹の候、当公社の業務につきましては、日ごろから格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当公社では、県内の下水道事業にかかる実務担当者の養成等を目的として、平成30年度から福島県下水道協会と共同して研修助成事業を実施します。

つきましては、別紙「市町村下水道事業担当職員研修助成事業のご案内」のとおり対象研修の研修負担金を当公社が負担することとなりましたので通知します。

なお、対象研修に参加される際には、公社様式「協会研修派遣事業研修負担金助成申請書」を当公社まで送付(郵送)いただく必要がありますのでお知らせいたします。

担当：業務部企画管理課 竹山智久
TEL 024-524-3510 FAX024-524-3513
E-mail t_takeyama@fspc.or.jp
<http://www.fspc.or.jp>

※当公社 HP にて研修助成の案内・申請書を掲載しております。

市町村下水道事業担当職員研修助成事業のご案内

【事業概要】

当会社では、県内での下水道事業にあたる実務者の養成確保とその能力の向上に寄与することを目的として、平成30年度から新規の研修助成事業を開始します。

これまで、福島県下水道協会（事務局：郡山市上下水道局総務課）が実施してきた研修派遣事業について、同協会と当会社が連携・共同して実施することとして、平成30年3月28日に覚書を締結したところです。

詳細には、研修にかかる研修負担金を当会社が一部負担し、同協会が従来通り旅費等の助成を行うこととしております。

つきましては、申込方法として提出窓口が同協会及び当会社となりますので、相違のないよう関係書類の提出をお願いいたします。

（注）福島県下水道協会にはこれまでと同様の書類を提出していただくこととなります。

【助成詳細】

助成期間：平成30年4月1日～平成35年3月31日

助成対象者：県内市町村下水道担当職員

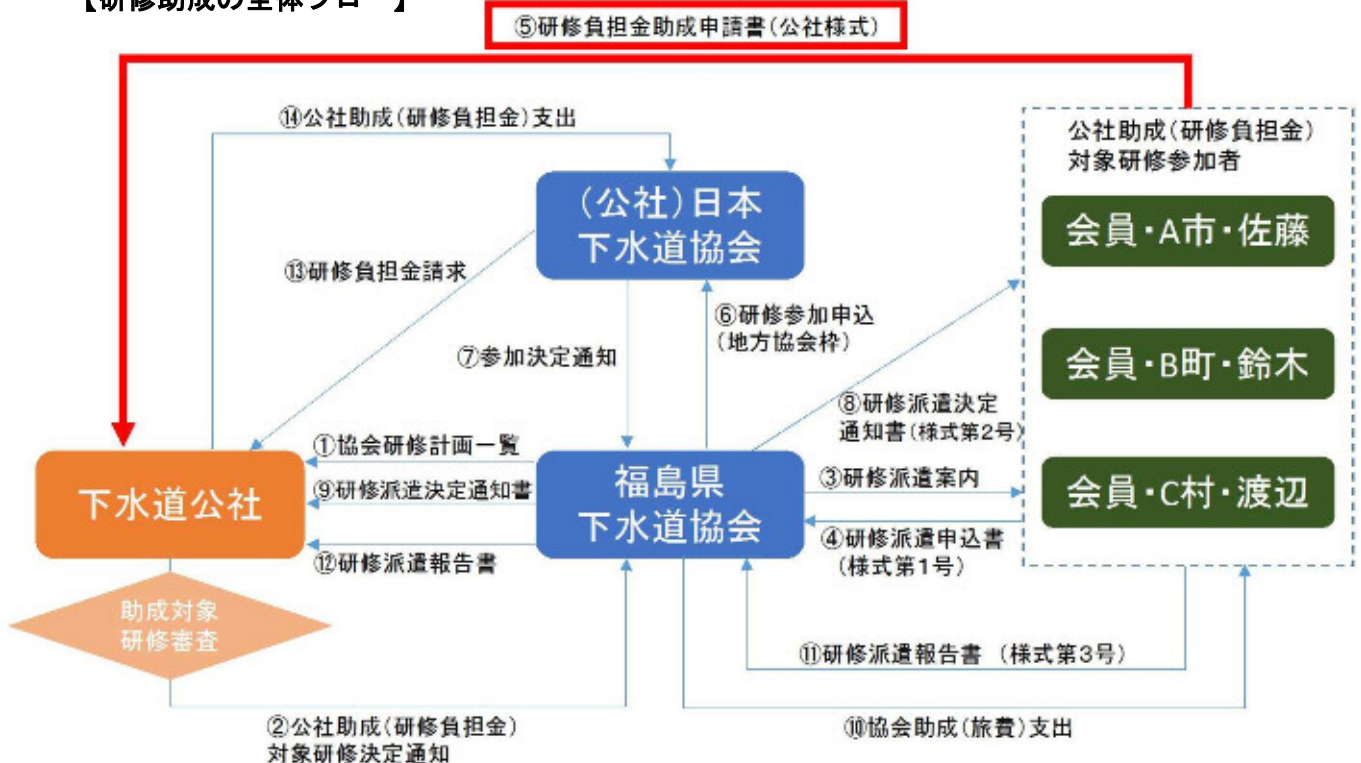
対象研修：福島県下水道協会の研修派遣事業のうち、日本下水道協会が開催する研修
 (1) 下水道事業に従事している初級職員を対象とした研修
 (2) 下水道排水設備の関連法制、技術等に関する研修
 (3) 下水道事業に関連する設計指針、ガイドライン等に関する説明会等

対象経費：研修負担金（参加費及び教材費含む）

公社申込：公社様式「協会研修派遣事業研修負担金助成申請書」を公社に提出

（注）福島県下水道協会にはこれまでどおり必要な書類を提出願います。

【研修助成の全体フロー】



申込・問合せ先
 〒960-8041 福島市大町5番6号 日本生命福島ビル2F
 公益財団法人福島県下水道公社 業務部企画管理課
 TEL 024-524-3510 FAX 024-524-35

(公社様式)

平成 年 月 日

協会研修派遣事業研修負担金助成申請書

公益財団法人福島県下水道公社 理事長 様

(旅行命令権者)

所属名

職 名

氏 名

印

下記のとおり助成を申請します。

記

申請項目	<input type="checkbox"/> (様式第1号)「福島県下水道協会会員職員研修派遣申込書」写しを添付して、 <input type="checkbox"/> にチェックしてください。 → 以下「申請内容」記載省略可						
申請内容	所属先住所						
	電話番号						
	団体名						
	所属・職名						
	ふりがな		年齢	性別			
	氏名		歳	印			
	受講希望 研修名						
受講会場							
参加負担金額 (右詰めで記入し、金額の頭部に¥マークをつけて下さい)	¥	十万	万	千	百	十	円
個人情報の取扱	<input type="checkbox"/> 了承します ※了承される場合には、 <input type="checkbox"/> にチェックしてください。 提出した個人情報が、福島県下水道公社規程により適正に管理されることについて了承します。 (承諾なく第三者に開示又は提供することはありません。)						
備考							

(公社様式)

(記入例)

平成30年 6月11日

協会研修派遣事業研修負担金助成申請書

公益財団法人福島県下水道公社 理事長 様

送付先 (公財) 福島県下水道公社 企画管理課
〒960-8041 福島市大町5-6
TEL 024-524-3510

※公社の公益事業で研修助成事業を実施するため押印された書類が必要となりますので送付(郵送)願います。

(旅行命令権者)

所属名 ○○町 上下水道課

職名 課長

氏名 ○○ ○○ 印

下記のとおり助成を申請します。

記

申請項目	<input checked="" type="checkbox"/> (様式第1号)「福島県下水道協会会員職員研修派遣申込書」写しを添付して、□にチェックしてください。 → 以下「申請内容」記載省略可						
申請内容	所属先住所						
	電話番号	福島県下水道協会会員職員研修派遣申込書(写)					
	団体名	に必要事項が記入されていますので記入不要です。					
	所属・職名						
	ふりがな		年齢	性別			
	氏名		歳	印			
	受講希望 研修名						
受講会場							
参加負担金額 (右詰めで記入し、金額の頭部に¥マークをつけて下さい)	¥	十万	万	千	百	十	円
			1	0	0	0	0
個人情報の取扱	<input checked="" type="checkbox"/> 了承します ※了承される場合には、□にチェックしてください。 提出した個人情報が、福島県下水道公社規程により適正に管理されることについて了承します。 (承諾なく第三者に開示又は提供することはありません。)						
備考							

平成30年度福島県下水道協会会員職員研修派遣計画

	名 称	開催時期	日 数	開催地	県協会 申込締切	下水道公社 助成対象	備 考
1	第47回下水道事務職員養成講習会	6月7日(木) ～8日(金)	2日	仙台市	5月21日(月)	○ 公社様式提出	初級事務職員対象
2	福島県下水道公社主催 市町村下水道事業担当職員研修	6月～7月	2日	福島市	申 込 期 限 前 2 週 間	—	初級・中級担当者 対象
3	第53回下水道技術職員養成講習会	7月3日(火) ～4日(水)	2日	仙台市	6月12日(火)	○ 公社様式提出	初級技術職員対象
4	第27回製品検査立会研修会	7月5日(木)	1日	郡山市	6月13日(水)	○ 公社様式提出	製品検査の立会、 資器材の製造工 程、品質管理等に ついて
5	第28回下水道排水設備講習会	9月28日(金)	1日	東京都	9月7日(金)	○ 公社様式提出	排水設備の基本 的実務の習得等 について
6	第11回下水道管路施設講習会	11月13日(火)	1日	東京都	10月23日(火)	○ 公社様式提出	下水道管路の設 計、施工、維持管 理の知識を習得 するための研修
7	第27回下水道技術セミナー	11月30日(金)	1日	東京都	11月9日(金)	○ 公社様式提出	技術職員を対象、 課題を設定し考え 方、事例研究を行 う
8	予算説明会	12月～1月	0.5日	東京都	申 込 期 限 前 2 週 間	○ 公社様式提出	下水道事業予算 の説明会
9	第12回特別セミナー	未定			申 込 期 限 前 2 週 間	○ 公社様式提出	下水道に係わる最 新情報について

公益財団法人福島県下水道公社による
福島県下水道協会会員団体職員の研修助成要綱

第1条（目的）

この要綱は、福島県下水道協会が福島県下水道協会会員である団体に所属する職員を「福島県下水道協会会員職員研修派遣要綱」に基づき実施する研修派遣（以下、「協会研修派遣事業」という。）に対して、公益財団法人福島県下水道公社（以下、「公社」という。）が、その費用の一部を助成することにより、福島県内での下水道事業遂行にあたる実務者の養成確保とその能力の向上に寄与することを目的とする。

第2条（助成対象研修）

公社は、協会研修派遣事業のうち、公益社団法人日本下水道協会が実施する以下に定める研修を対象として助成を行う。

- （1）下水道事業に従事している初級職員を対象とした研修
- （2）下水道排水設備の関連法制、技術等に関する研修
- （3）下水道事業に関連する設計指針、ガイドライン等に関する説明会等
- （4）その他、理事長が認めたもの

第3条（助成内容）

公社は、前条の研修を対象とし協会研修派遣事業により派遣される者に対して、その研修に要する経費のうち負担金を予算の範囲内で助成する。

第4条（助成の申込）

助成を希望する者は、公社理事長に対し、協会研修派遣事業研修負担金助成申請書（公社様式）及び福島県下水道協会へ提出した「福島県下水道協会会員職員研修派遣申込書（様式第1号）」の写しを添付し、提出しなければならない。

第5条（助成の決定）

助成の決定は、第2条に定める研修に対する福島県下水道協会が発行する「福島県下水道協会会員職員研修派遣決定通知書（様式第2号）」の写しをもってこれに充てる。

第6条（報告）

助成対象者の対象研修への参加報告は、福島県下水道協会への「福島県下水道協会会員職員研修派遣報告書（様式第3号）」の写しをもってこれに充てる。

第7条（助成金の支払い）

助成金の支払いは、公益社団法人日本下水道協会からの請求に基づき、公社が取りまとめたうえ支払うこととする。

第8条（委任）

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 1 この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

公益財団法人福島県下水道公社による
福島県下水道協会会員団体職員の研修助成要領

1 対象研修の選定、通知

公益財団法人福島県下水道公社（以下、「公社」という。）は、福島県下水道協会より「福島県下水道協会会員職員研修派遣要綱」に基づき実施する研修派遣（以下、「協会研修派遣事業」とする。）に関する研修派遣計画を受け、助成対象研修を選定し、福島県下水道協会へ通知する。

2 助成対象経費

助成対象経費は研修負担金（参加費及び教材費）とする。

ただし、公社より公益社団法人日本下水道協会へ一括して支払いが可能なものとする。

3 助成対象人数

公社は、福島県下水道協会より助成対象研修の参加者一覧の送付を受け、助成対象人数を予算の範囲内を原則とし決定する。

なお、年度内での予算を超過する場合には、公社と福島県下水道協会相互で調整を図るものとする。

4 研修後の報告

公社は、福島県下水道協会より助成対象研修に関する「福島県下水道協会会員職員研修派遣報告書（様式第3号）」の写しを受けることで、助成対象者からの研修報告とする。